

## 審理モデル

## 調停申立てから第1回期日まで

- 申立人は、裁判所に対し、申立ての趣旨及び紛争の要点が記載された調停申立書、管轄合意書を含む附属書類、書証、証拠説明書等を提出する。
- 相手方は、第1回期日（調停申立てから約6週間後を想定）の10日前までに、裁判所に、答弁書、書証、証拠説明書等を提出する。
- 裁判所は、知財調停の申立てがされると、調停委員を指定し、裁判所調査官の関与が相当な事案においては、裁判所調査官に対する調査命令を発出。申立人及び相手方の代理人と打合せを行い、双方が出席できる期日を調整の上、指定する。

## 第1回期日（知財調停の申立てから約6週間後）

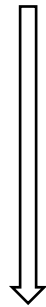
- 調停申立書、答弁書、提出された書証に基づいて、争点の確認、事実関係の把握を行うと同時に、各当事者から話し合いによる解決に向けて、意向や要望を聴取する。
- 第1回期日から充実した手続を行うという観点から、担当者等の事情をよく知る者が出頭することが望ましい。
- 争点がシンプルで提出された主張書面及び証拠から判断が可能な事案では、調停委員会が第1回期日で見解を示すことや解決の方向性について示唆することもあり得る。
- 調停委員会は、当事者の主張や証拠について、更に補足すべき点がある場合には、各当事者に対し、主張や証拠を補足することを指示する。

続行

- 調停成立
- 調停不成立／取下げ
  - ⇒当事者間の自主交渉
  - ⇒訴訟・仮処分

第2回期日（第1回期日から3週間～1か月半後）

- 当事者から補足的な主張書面及び証拠が提出された場合には、これに基づき、更に議論を行うとともに、第1回期日に引き続き、合意の形成に向け、各当事者からの意向を聴取したり、調停案の検討を行う。
- 調停委員会が第2回期日において一定の見解を示すことや解決の方向性について示唆することもあり得る。



続行



- 調停成立
- 調停不成立／取下げ  
⇒当事者間の自主交渉  
⇒訴訟・仮処分

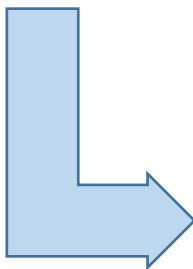
第3回期日（第2回期日から3週間～1か月半後）

- 調停委員会は、第3回期日までに、当事者に対し、争点についての心証や訴訟又は仮処分による解決の相当性等に関し、その見解を原則として口頭で開示する。
- 調停委員会が、既に争点についての心証を開示し、調停案についての話し合いが行われている場合には、調停成立を目指して話し合いを行う。仮に、第3回期日において調停が成立しない場合であっても、話し合いにより合意する見込みがあり、当事者が調停手続の続行を希望する場合には、手続を続行する。
- 調停委員会が第3回期日において争点についての心証を開示する場合には、その心証に基づいて調停案についての協議を行い、同期日における調停成立を目指す。当事者が調停手続の続行を希望する場合には、手続を続行し得ることは上記と同様である。
- 当事者は、調停委員会の心証開示を受けて、調停手続の利用を取り止めて、自主的な交渉に戻ることもできる。
- 調停委員会が、訴訟又は仮処分による解決に適している事案であるなどの見解を開示した場合、調停手続は不成立又は取下げにより終了し、訴え提起等を検討する。

(続行する場合)



- 調停成立
- 調停不成立／取下げ  
⇒当事者間の自主交渉  
⇒訴訟・仮処分



- 調停成立
- 調停不成立／取下げ  
⇒当事者間の自主交渉  
⇒訴訟・仮処分